



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：岩橋 祐治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

「健康権」をすべての働く人びとに」を目標に20周年の活動を 働くもののいのちと健康を守る全国センター第20回総会

12月8日、働くもののいのちと健康を守る全国センターの第20回総会が、「憲法改悪阻止! 安倍『働き方改革』反対! 過労死と過労自死の根絶!~『健康で安全に働く権利』をすべての人びとに!」のスローガンの下で開催されました。総会の参加者は87人でした。

冒頭、今年亡くなった山下登司夫弁護士(当センター副理事長)と長年理事を務めた民放労連・井戸秀明さんに黙とうをささげた後、福地保馬理事長は「ディーセントワークをすべての働く人びとにとがんばってきたが、ディーセントワークの反対はインディーセントな働き方。それは戦争によってもたらされる。平和で核廃絶をかちとってこそ、ディーセントな働き方が保障される。今こそいっそう奮闘しよう」と強調しました。

新たな発展を目指す目標と課題を提案

岩橋祐治事務局長は、2018年度活動方針の提案で、来年結成20年を迎える全国センターの到達点と課題について明らかにした後、新たな発展をめざす目標と課題を提案しました。目標として、『「健康権」(健康に生きる権利・健康で安全に働く権利)をすべての働く人びとに!』をあげ、労働安全衛生及び労災補償における課題とセンター機能の強化について触れた後、具体的なとりくみとして、「1. 人づくり・後継者育成(『第6回健康で安全に働くための交流集会』の5月開催など)、2. 調査・研究と専門家との連携、3. 制度・政策要求と労働行政に対するとりくみ、4. 地方センターの確立と活性化、5. 被災者の救済と予防、6. 職場・地域におけるいのち健活動、7. 20周年記念事業」などを提起しました。

代議員発言から

討論では、17人が発言しました、自治労連・国公労連・全教・医労連・生協労連からは、長時間・過密労働の是正をめざすとりにくみについて報告があ



り、共通して人員増と賃金・労働条件の改善が強調されました。

大阪センターからは地方センターの建て直しについて報告があり、「多忙化を口実にして、安全衛生を二の次にする傾向」について警鐘を鳴らしました。続いて、宮城・岩手センターからの震災復興の現状などの報告、九州セミナーの活動や神奈川アスベスト裁判の報告がありました。山口センターからは、「職場における労働安全衛生実態調査」の経験が報告されました。各県からは、「過労死等防止対策推進シンポジウム」と地方センターの関わりについても報告があり、京都や北海道センターなどから認定闘争の報告と支援のお礼と訴えがありました。最後に、過労死家族の会から全国の過労死等防止対策推進シンポの状況と教師の「働き方改革」についての発言がありました。

総会は、全ての議案を採択、福地理事長以下38人の新役員を選出して終了しました。(岩橋祐治)

〈今月号の記事〉

年頭あいさつ/20期役員紹介	2面
第20回総会発言要旨・来賓あいさつ	
・「いの健」賞	3~4面
各地・各団体のとりくみ 関甲信・東北・九州セミナー/過労死家族の会	
請行動・総会/労働法制集会	5~6面
裁判学習交流集会	7面
原一男監督インタビュー	8面

年頭あいさつ

ディーセントワーク実現の歴史を継ぎ、歴史を紡ぐ



働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地保馬

私たちは、10年前の2008年に開催した「10周年記念シンポジウム」で、設立10年を迎えた「働くもののいのちと健康をまもる全国センター」の課題の第1に、「すべての働く人々にディーセントワークの実現」に向かって活動することを掲げ、10年間努力してきました。当初はよく分からなかった人たちも、ディーセントワークの意味や意義を理解するようになり、多くの労働団体も要求や運動課題に位置づけるようになってきています。

しかし一方、いまわが国の職場は、非正規率が4割近くに達し、「働く貧困層」が増え、残業が「野放し」にされ、「いじめ・嫌がらせ」が増えているなどディーセントではないブラックな働き（働かされ）方がますます広がっています。そして労災隠しのため補償統計では実態がつかめないくらいの多くの労働者が、過労になり心や体を壊し、働けなくなったり、いのち

さえ落としています。

いまやこの状況は行政や企業にも認識されるようになってきているようですが、安倍政権は、この状況を逆にとり、さらに企業利益を追求できるための方策を「働き方改革」と称して進めようとしています。

「アベ働き方改革一括法案」を廃案に追い込むことはもちろん、さらには、労基法の「8時間労働制」をゆがめる働き方を厳格に規制し、「8時間働いたら、暮らせる働き方」の実現、インターバル規制や連続休暇など国際労働基準に沿った労働時間規制の導入を要求することが大きな課題になります。

今年は、いのちの健全国センターが発足して20年の記念すべき年です。みなさんとともに、ディーセントワーク実現の歴史を継ぎ、歴史を紡ぐ努力をさらに強めたいと考えています。

第20回総会で選出された役員、顧問（敬意略）

- | | | |
|--|--|---|
| ◇理事長
福地 保馬（個人会員） | 及川 しほ（MIC）（新）
門田 裕志（東京センター）
（ ）（福保労）（後日補充） | 松浦 健伸（全日本民医連）
馬渡 健一（石川センター）
水谷 文（自治労連）（新） |
| ◇副理事長
野村 幸裕（全労連）
今村幸次郎（自由法曹団）
田村 昭彦（九州セミナー）
長谷川吉則（個人会員）
西澤 淳（全日本民医連）
田中 貴文（じん肺弁連）（新） | 川口 英晴（JMITU）
糀谷 陽子（全教）（新）
佐々木昭三（個人会員）
佐藤 誠一（北海道センター）（新）
新谷 一男（京都センター）
杉田 哲也（全日本民医連）
鈴木まさよ（大阪センター）
瀧川 聡（医労連） | 森崎 巖（全労働）
吉川 正春（愛知センター）
脇山 恵（民放労連）（新）
渡辺 利賀（生協労連）
◇監事
富家 靖子（年金者組合）（新）
笹本 健治（金融労連） |
| ◇事務局長
岩橋 祐治（全労連） | 竹下 武（愛媛センター） | ◇顧問
池田 寛（全国センター元事務局長）
岡村 親宜（過労死弁護団・全国センター元副理事長）
細川 汀（京都府立大学元教授）
色部 祐（全国センター元事務局長）
木下 恵市（京都センター前事務局長・全国センター元理事） |
| ◇事務局次長
岡村やよい（全日本民医連）
高島 牧子（全労連） | 寺西 笑子（過労死を考える家族の会）
芳賀 直（宮城センター）
橋本恵美子（国公労連）
蓮池 幸雄（神奈川センター）
福富 保名（建交労）
藤田 弘起（岡山センター） | |
| ◇理事
阿部 眞雄（個人会員）
榎本 光男（化学一般労連）
大山 宏（全商連） | | |

第20回総会

第20回総会では17人からの発言がありました。本号と次号にわたり全発言の要旨を掲載します。

長時間勤務是正と不払い超勤をなくす取り組み

自治労連 水谷 文

公務職場では人減らしが続き、アウトソーシングが進められ、一人の職員の負担が大きくなっています。来年4月に国保の都道府県への移管が進められますが、静岡県ではまだ職場に内容が知らされていません。そういう事態があらゆる職場で起こっています。メンタル休職、早期退職、過重労働が進んでいます。人事院勧告は、管理職がマネジメントをしっかりやれというものです。それでは解決できません。労働組合の取り組みが必要です。自治労連は、昨年職場訪問チェックを実施しています。今後は病院・保育所も訪問し改善を図っていききたいと思います。「仕事が時間内に終わらない、それはあなたのせいではありません」というリーフレットを作成し、時間外勤務状況調査をして労働組合加入を呼びかけています。

民間指導に反する長時間過密労働の実態

国公労連 國本久雄

国家公務員も長時間労働が進み、国会でも問題になっています。人事院調査では年間時間外労働が235時間となっていますが、これは残業代が支払われたものです。実際は不払いがあります。月30時間の残業では終わっていません。事実上、際限なく長時間労働が続いています。上限規制が必要です。国公労連の霞が関国家公務員労働組合の調査では、月の残業が36.7時間ですが、不払い残業のある人が42%、休日出勤が56.7%です。3割の人が代休、手当がありません。月50時間以上の人が2000人、過労死のおそれがある人も1000人です。国家公務員は、1997年は90万人でしたが現在は30万人です。国公労連としては、公共サービスの充実を図る立場から人員増を要求しています。

長時間過密労働の解決のために

全教 山本乃里子

教職員の働き方について、全教は今年、長時間過密労働の抜本的解決を求める提言を出しました。高校では7時間授業で午後4時半までかかります。その後職員会議や諸会議があり、朝も学習当番があります。家族の一員としての生活ができません。体がもたない、心の病の不安があり、子どもの教育に影響

を落としています。原因は、安倍政権のもとでの政策や教育条件整備に大きな問題があります。しかし、改善するには教職員の力だけでは難しい。国民の後押しがあってこそできます。全教の「提言」は、そういう思いを込めています。

看護・介護の労働環境改善運動

日本医労連 ^{つうえん} 通縁由貴江

日本医労連は、2017年度看護職員夜勤実態調査を11月13日に発表しました。深刻な過重労働があり、夜勤労働改善が必要であること訴えました。この調査では、「慢性疲労」が71.7%「健康不安」が76.5%「切迫流産」は3人に1人、流産も約1割が経験しています。これには増える夜勤回数的问题があり、夜勤回数や休憩取得、夜勤経験年数が健康に影響しています。ハラスメントも増加しています。セクハラは11.6%、パワハラは29%が「受けたことがある」と回答しています。とくにセクハラは、「患者」からが71.5%、20代では8割を超えています。「パワハラ」は「看護部門の上司」からというものが、40才代以上では49.3%ですが、20代では7割を超え、若い新人看護師の離職理由になっています。そうした状況の中で、「仕事を辞めたい」が74.9%。理由は「人手不足で仕事がきつい」が47.7%でトップです。看護職場の人手不足と過重労働・健康悪化は依然として深刻です。医労連では、夜勤改善、大幅増員、安全安心医療の実現を目指しさらに活動を進めていきます。

来賓あいさつ

「過労死110番」30年

過労死弁護団全国連絡会議事務局長 玉木一成氏

過労死防止法施行から3年。今年は全県で「過労死防止シンポ」が開催されるなど取り組みは進んできています。しかし、過労死の実態は労災申請・認定の状況を見ても悪化していると言わざるを得ません。その上、政府は「働き方改革」と言い、過労死ラインの時間外労働を合法化、または労働時間管理をしない高度プロフェッショナル制の導入や裁量労働の拡大を狙っています。



「過労死110番」は来年6月に30年を迎えます。記念シンポジウムを予定しています。また、認定基準の意見書づくりにも取り組んでいます。今後もご一緒にがんばっていききたいと思います。

第20回総会

ストレスチェック制度を職場で活かすために

生協労連 渡辺利賀

生協職場でストレスチェック制度を活かし、健康で働き続けられる職場を作ることに取り組んでいます。生協職場の多くではストレスチェック制度は実施されましたが、職場改善への活かし方は話し合われていない状況があります。人手不足が蔓延し、手立てができていない状況にはないのです。医師による面接も0.6%以下にとどまっています。職場でどう取り組んでいるのかの情報も集中されておらず、集団分析を職場づくりに活かしていきたいと思っています。そのためにアンケート調査を実施し、状況をつかみ経営側に求める政策的な文書をつくることを検討しています。直雇用だけではなく委託や関連会社の仲間たちも対象にしていく必要があります。人手不足対策のためには働き続けられる職場づくりが重要です。労働組合としてアンケートをもとに職場に分かりやすい文書をつくっていききたい。すべての職場で活かせる取り組みにつなげていききたいと思えます。

震災後の教職員のメンタルヘルス

宮城県職員組合 笹川 聡

昨年11月に組合で「心のアンケート」を取りました。震災で被災した教職員では、自宅を被災した人に経済不安が尾を引いていることがわかりました。県教育委員会のメンタルヘルス調査でも、沿岸部では、前年よりもメンタル不全が増えています。職場での労安活動の充実が求められています。教員の公務災害認定にも取り組んでいます。加害者の一方的な暴力に関らず、公務災害隠しのために喧嘩両成敗と校長が示談をさせようと謝罪を要求したところうつ病を発症してしまった事案がありました。宮城センターの支援を受けて、本部審査会で逆転勝利となりました。仙台市の中学校教員の脳内出血事案は、テニス大会の練習中に倒れたものです。先生は、毎朝5時に起き7時には学校へ。夕食は22時から24時。部活動の目的、あり方を見直す時期が来ていると思います。この事案では在校時間が正確に記録されていたことが申請の際の大きな力となりました。客観的な形での勤務時間把握が必要です。持ち帰り仕事をどう把握していくのかも課題の一つ。働き甲斐のあるルールのある職場をつくるために奮闘していききたい。

第11回「いの健」賞



受賞者の皆さん

- ◇働くもののいのちと健康を守る東京センター
最高裁要請行動を定期的実施。今年100回を超えた。原告を励まし、運動を推進した。
- ◇首都圏建設アスベスト原告団及び弁護士団
10月の横浜地裁、東京高裁における判決で国と建材メーカーの責任を認める判決を得た。
- ◇山下登司夫副理事長
(特別功労賞)。全国じん肺労連幹事長として、またいの健全センターの副理事長として、長年、働くもののいのちと健康を守る運動に貢献された(2017年6月に急逝)。

東北の全ての県にいの健センターを

「いの健」宮城センター 芳賀 直

震災から6年9カ月。被災地は、箱モノについては復興したように見えますが内実はそうでもありません。まだ仮設住宅にいる人は17000人。来月仮設住宅で7回目の正月を迎えます。福島では約35000人が故郷を離れて県内外で暮らしています。住民を支える自治体労働者も健康悪化が進み、病休者は震災前の2倍で3年前から減っていません。福島では昨年自治体労働者が9人自殺しています。そのうしろには、何倍もの病気の人があると推測できます。

東北ブロックのセミナーは今年で12回目でした。福島で開催し、住民や労働者の「原発と健康」について学びました。2日目の特別分科会では、避難解除された地域の視察も行いました。田畑は除染された土を詰めた黒い袋が山ようになり、人は除染労働者だけという光景に大きなショックを受けました。過労死防止シンポジウムは福島で初めて開催することができました。運動の広がり力を東北6県でのいの健センターをつくるように頑張っていきたいと思えます。

各地・各団体のとりくみ

関甲信

健康で働き続けるために

第17回関東甲信越学習交流集会

第17回働くもののいのちと健康を守る関東甲信越学習交流集会は、11月25～26日、長野県飯山市いいやま北竜温泉で開催されました。会場の傍の北竜湖はハートの形をしており「いのち」の象徴といわれています。参加者は114人でした。



最初に、全国センターの岩橋祐治事務局長が「安倍働き方改革を考える」という題で記念講演を行いました(写真)。続いて、郵政ユニオンから、「埼玉の郵便局労災について」、上伊那労連から「長野の建設業過労自死の労災認定について」の特別報告がありました。

分科会は「安全衛生の基礎」「労災補償を勝ち取るために」「教職員のいのちと健康をどう守るか」「メンタルヘルス不全にならないために」「じん肺・アスベストの問題と課題」「ストレスチェックの運用」の6つ。参加者からは「内容が濃い」「職場の同僚に知らせたい」など感想が寄せられました。また、夕食会は地元プラスバンドの演奏もあり交流を深めました。(長野センター 服部壽一)

九州

寝顔じゃなくて、笑顔に会おう

第28回九州セミナー in くまもと

「第28回人間らしく働くための九州セミナー in くまもと」は、2017年11月25～26日、東海大学熊本キャンパスで開催され、九州・沖縄をはじめ、全国各地や韓国から、450人が参加しました。

今年の基本コンセプトは、「家族的責任を自分ら



しく果たす権利と健康～寝顔じゃなくて、笑顔に会おう」としました。政府は「働き方

改革」の議論をすすめる中で、電通過労死事件など痛ましい事件が相次いでいるにも関わらず、月80時間、年960時間もの時間外労働を容認、過労死を合法化するような労働基準法の「改正」を実施しようとしています。セミナーでは、「8時間働いたら家に帰る、残りの時間は休息や親しい人たちと過ごすことがあたり前」の世の中に変えていくために、どのようなことが必要であるかを議論しました。

1日目は、群馬大学の齋藤周さんに「ワークライフバランスと労働法の役割」と題した講演と、シングルマザー、家族の介護、過労死家族、労働組合、弁護士によるパネルディスカッションが行われました(写真)。2日目は、10の分科会と2つの特別分科会が行なわれ、約100本の報告で議論を深めました。来年の第29回九州セミナーは、福岡で開催します。(九州セミナー 田中直光)

東北

原発事故被害に抗っている福島から学ぶ 第12回「いの健」東北セミナー

11月18～19日開催されたいの健東北セミナーは、東北各県を二巡して福島での開催になりました。



東電福島原発爆発事故から7年目を迎え、国と東電を相手とした「生業訴訟」の福島地裁判決が、「国の法的責任と東京電力の過失を認め断罪した」直後の集会となりました。記念講演は、雪田慎二医師(全日本民医連・被ばく問題委員)による「原発事故による被ばくと健康問題～子どもたちに安全な未来を!放射能汚染に対して責任ある大人としてやるべきこと～」についてお話しをいただきました(写真)。「福島原発事故を風化させない」「こころの感度を落とさない」を確認しました。

福島からの報告は、「原発事故から6年8カ月、福島の実状とたたかい」について報告を受けました。「持ち込まれた分断と対立」を乗り越えて立ち上がる県民の姿を知ることができました。

学習講座は、①安倍「働き方改革」の問題②「働きやすい職場づくり」のための労安活動③「労災職業病防止と認定闘争」。特別講座として「飯舘村の今」を視察しました。参加者は90人でした。

(宮城センター 芳賀 直)

各地・各団体のとりくみ

家族の会

家族の会は全国16カ所に

第30回全国家族の会統一行動・総会開催

11月8～9日、第30回全国家族の会統一行動を実施し、全国から50人が参加しました。8日は、厚労省と地公災基金本部へ過労死弁護団と全国家族の会から認定基準の改善と過労死予防を求め、団体要請と個別要請をしました（写真）。

厚労省要請は、担当課長以下8人が出席。「議員連盟」同席のもと、玉木一成弁護士の進行で19人が労災認定を求め要請しました。

今回も若年層の過労自死事案が多く、中でも18歳・入社50日目の自死、20歳・入社2カ月頃からのパワハラ、26歳・入社7か月で上司のパワハラ、31歳・出向先1年後、31歳・転勤数か月後、36歳・入社6か月後など、夢を抱いて職場についた若者が数か月で命を絶ってしまっています。本人の無念と親御さんの切実な訴えに心が痛みました。全部で13人が認定を求めて訴えました。

基金本部要請は「議連」議員参加のもと、松丸正弁護士の進行で5人が公務災害認定を求めて要請。終了後、厚労省前にて宣伝行動。遺族4人が訴えました。その後、過労死等防止啓発シンポジウム中央



会場へ。家族の会が担当する「遺族発言」で、5人が過労死根絶を求めて訴えました。加藤勝信厚労大臣、牧原秀樹副大臣、田畑裕明政務官が、挨拶に来られた際、過労死防止対策の徹底をお願いしました。

9日は、全労連会館で全国家族の会総会を開催。39人が参加しました。この1年間に、東九州家族の会（宮崎・大分）、神奈川家族の会、福岡家族の会、四国家族の会が結成され、計16の会に増えたことを喜びあいました。

総会議事は承認され、全員の近況報告など交流し、活動の奮闘を確認しました。

（全国過労死を考える会家族の会 寺西笑子）

全労連

8時間働けば誰でも暮らせる社会を!

労働弁護団・日比谷野音集會に1500人

12月7日夜、日本労働弁護団の呼びかけによる日比谷野音集會「8時間働けば誰でも暮らせる社会を!～働き方改革ってなんだろう?～」が開かれ、弁護士団体、労働組合など1500人が参加（写真）。集會終了後の銀座パレードでは「仕事は1日8時間」「自分の時間を取り戻そう」とコールを行い、沿道の人にアピールしました。

日本労働弁護団の徳住堅治会長は主催者あいさつで「労働基準法は、8時間を超えて働かせてはいけないと定めている。そうなれば、毎日がもっと楽しくなる。しかし、現実には長時間労働が蔓延し、過労死・過労自死が後をたたない。どうしたら8時間労働が実現できるか考える集會にしよう」と呼びかけました。藁一郎幹事長が「集會アピールに、『過労死・過労自死のない社会』のように、9つの目指す社会が書いてある。9つの希望運動として取り組みを推進しよう。オールジャパンユニオンでつながり、たたかいの狼煙のろしをあげよう」と呼びかけました。

法政大学の西充子教授、交通の安全と労働を考



える市民会議の川上資人弁護士、全国過労死を考える家族の会の寺西笑子代表世話人、総がかり行動実行委員会の菱山南帆子さんが発言。西教授は、「脱労働時間給（高度プロフェッショナル制）と言っても、経済界は残業代を払いたくないだけだ。8時間働けば誰でも暮らせる社会はどういう働き方なのか、自分たちの言葉で獲得してほしい」と呼びかけました。寺西代表世話人は、「働き方改革でなく働かせ改悪だ。過労死は長時間労働、パワハラ、プレッシャー、過重労働で大切な命が奪われる。いのちのために仕事をする。仕事で死んではダメだ。過労死のない社会をめざしてがんばろう」と呼びかけました。（全労連 高島 牧子）

被災者の思いを共有し、職場・社会を変えよう

いのちと健康を守る裁判学習交流集会

「いの健」全国センターは12月9日、いのちと健康を守る裁判学習交流集会を平和と労働センターで開催しました。集会は、裁判闘争の交流とともに、働くもののいのちと健康を守る活動の上での裁判闘争の位置づけを明確にすること、被災者救済と補償と職場改善を両輪と位置づけ、過労死・過労自死を生まない職場・社会の実現へと結び付けていくことを目的に開催しました。参加者は約40人でした。

いの健センターの特徴を活かした活動を

冒頭に寺西笑子理事（過労死家族の会代表）が「裁判当事者としての立場からも、たたかいを大きく、社会や職場を変えることを願っている」と開会あいさつを行いました。

岩橋祐治事務局長の基調報告では、働くもののいのちと健康をめぐる状況、「安倍働き方改革」の危険性を指摘しました。また、この間の裁判を振り返り認定基準改訂やたたかいの方向を述べ、多様な構成組織・会員が横の連携を持っている「いの健」センターの特徴を活かした活動をさらに進めようと提起しました。

被災者救済から基金創設へ

政策形成訴訟として3つの取組報告を受けました。トンネルじん肺訴訟は、1997年ゼネコン、2002年に国の責任を求めて開始され、各地で勝利判決・和解を勝ち取っています。報告者の石田直美建交労中央執行委員は、救済法制定とトンネル建設労働者の健康の一元的管理を早急に実現することが必要と強調しました。

2本目は、首都圏建設アスベスト神奈川訴訟について西村隆雄弁護士から報告を受けました。2017年10月に出された横浜地裁・東京高裁の判決では、国の責任をゆるぎないのとなり、同時にメーカー責任を断じたことで、救済制度創設に向けて流れを大きく変えるものとなりました。全面・早期解決のためには、最高裁待ちにせず、運動を盛り上げる必要があることと強調されました。

裁判は負けても行政は変わった

3本目は、「過労死企業名公開訴訟」について、大阪過労死弁護団の和田香弁護士。この裁判は、2009年過労死を出した企業名公開を求める行政文書不開示決定の取り消しを求めて、大阪過労死を考



える家族の会の寺西笑子さんを原告に提起されたものです。地裁では勝訴したものの高裁・最高裁では敗訴。しかし「非常に注目され、同時に進められていた過労死防止対策推進法の制定に与えた影響は大きかった」と和田弁護士は語ります（写真）。過労死防止法の施行に伴い、2015年度から労基法違反の企業名が公開されるようになりました。

裁判を通じて認定基準改訂・職場改善を迫る

岩井羊一弁護士からは「認定基準と裁判闘争」として報告を受けました。過労死・過労自死の労災認定の運動は、裁判で困難事案を勝ち取ることの積み重ねで、認定基準の改訂を実現してきました。過労死弁護団では、今、裁判例とその根拠を集めて認定基準改訂要求をまとめる作業をしています。岩井弁護士は、「困難な事案の情報交換・研究を広げ、たたかうことが認定基準を変える」と協力しあっている活動が呼びかけられました。

愛知センターの吉川正春次長からは、労災認定を職場改善に繋げる活動について報告されました。豊川市役所の堀照伸さんは、過労・パワハラにより自死。2008年名古屋高裁において公務上災害と認定されました。その後、原告側が市役所に改善を申し入れ。それに応じて、市では広報による事件の周知、堀さんの命日をパワーハラスメント防止の日に設定するなど対策を実施しています。

午後からは裁判事案について交流。トリプルワークの女性の労災認定について裁判準備を進めているという報告もありました。最後に田村昭彦副理事長が「たたかいの過程を含めて活かしていくことが大切。原告の思いを組織や社会で共有化することがカギ。継続して取り組んでいこう」とまとめをおこないました。（全国センター 岡村やよい）

**泉南石綿国賠訴訟8年に密着
映画「ニッポン国 VS 泉南石綿村」
原一男監督に聞く**

「ゆきゆきて、『神軍』(1987年)などのドキュメンタリー監督として活躍する原一男さん。「大阪・泉南アスベスト国賠訴訟」の8年間すべてに密着し、1本の映画を作り上げました。2018年3月公開を前に作品への思いを聞きました。

(全国センター 岡村やよい)

——泉南アスベストとの最初の関わり

無我夢中で悪戦苦闘している間に時代は「平成」へと移り、自分が撮るべき「過激な人」が見つからないとあせりを感じていました。そんな時、ある人から「泉南アスベスト訴訟裁判で聞いている人たちを撮って見ないか」と声をかけられました。何を描くのかを探るために撮影にはいって行きました。

8年間、裁判の終結まで撮ってクランクアップ。編集に2年かかりました。作品が完成して、やっと自分がこだわってきたものが姿を現してきたと感じています。

——「普通の人」がたたかう映画

これまでの私の映画は「過激な強い人」を主人公にしてきました。しかし、泉南の原告・弁護団は違った。「普通の人」でした。あれだけの苦しみ・理不尽さを味わっているのに、ある意味「節度をもって」行動しているのです。ドキュメンタリーは人間の感情を描きながら、時代がもつ問題・矛盾を突き付けるものです。どんな感情をみせてくれるのか、と8年間思い続けてきました。時に物足りなさを感じながら、時には記録をとる人から「運動の一員」になったようにカメラの前に出てしまうこともありましたが。勝っても勝っても、地裁・高裁・最高裁と国は逃げる。「もっと怒れ!」と檄を飛ばす思いでした。

アスベストの残酷さは回復しないこと、必ず死ぬ



©疾風プロダクション

2006年に大阪・泉南地域の石綿工場の元労働者や家族・近隣住民が提起した、石綿被害について国の責任を問う全国初の国賠訴訟。その8年間におよぶたたかひに密着し、監督自らも原告・支援者とともに怒りながらまとめた作品。前半は、被災者の被害の実相を告発す

ことです。短い余命を宣告されることは「どう生きていくか」を考える自由さえ奪ってしまいます。

映画の前半は、原告・患者の1人ひとりの姿を克明に映していきます。ほとんどの人は最後の映像になります。「半年後にもう一度」という機会はないのです。アスベスト疾患の加速度的に悪くなる状況を、目の当たりにしました。裁判期間の8年間に21人もの原告が亡くなりました。



——渦をおこすために活かしてほしい

原告の中には、在日朝鮮人の労働者や地方出身者が多くいました。裁判は国に初めてアスベスト被害の責任を認めさせたという点では、画期的なたたかひでした。しかし、工場労働者以外の周辺住民や労働者の家族はほとんど認められませんでした。その中には、中心的に頑張った原告もいました。解決すべきことはまだまだ残っています。

100%撮りきったかどうかはわかりません。原告の映像でも病状が重く撮影の許可を得られない人もいました。撮った8年間の映像を必死にまとめ、215分にしました。長いと思われるかもしれませんが、原告1人ひとりの姿とともに裁判とは何かを問うものです。これでも、強引に切っていったものです。作品試写会や映画祭でも好評を得ることができ、やっと安心することができました。釜山国際映画祭・山形国際ドキュメンタリー映画祭では、賞をいただきました。特に山形では「市民賞」として、見た方の投票で選ばれたのがとてもうれしく思っています。

上映会の際は、原告の人たちのトークを合わせて行いたいと思っています。生身の声を聞くことが大切です。「アスベスト」問題の渦をもう一度、社会に提起することが必要です。

驚くほど急激に悪化する石綿関連疾患は、次々と原告のいのちを奪っていく。

後半は、東京でのたたかひが中心に描かれる。勝利判決を勝ち取っても国は控訴する。裁判は最高裁まで続いた。

監督：原一男／2017年／215分

2018年3月、ユーロスペース他全国順次公開。2月3日よりイオンシネマリンクウ泉南にて1週間限定先行上映。
公式サイト=<http://docudocu.jp/ishiwata>